

政令番号216 N,N-ジメチルアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						9.4E+2	940.0	940.0
8	茨城県						1.8E+4	18,000.0	18,000.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県						4.0E+0	4.0	4.0
13	東京都								
14	神奈川県	3.2E+1			32.0	3.5E+1	2.0E+3	2,040.7	2,072.7
15	新潟県								
16	富山県						1.4E+3	1,400.0	1,400.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府	3.3E+1			33.0	1.0E-1	9.3E+1	93.1	126.1
27	大阪府								
28	兵庫県						3.8E+1	38.0	38.0
29	奈良県								
30	和歌山県					1.0E-1	1.3E+2	130.1	130.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	1.0E+1			10.0				10.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		7.5E+1			75.0	3.5E+1	2.3E+4	22,645.9	22,720.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。